（削る）

第十八条・第十九条　（略）

（削る）

第二十条～第二十二条　（略）

（空港管理企画調整官の職務）

第二十三条　空港管理企画調整官は、命を受けて、空港等の管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港安全監督課、土木課及び建築課並びに空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（空港経営改革調整官の職務）

第二十四条　空港経営改革調整官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

（地域振興・環境調整官の職務）

第二十五条　地域振興・環境調整官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

二　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（補償課の所掌に属するものを除く。）。

2　東京航空局の地域振興・環境調整官は、前項に規定するもののほか、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

一　空港等周辺の障害物件に関すること。

二　土地の収用、買収、使用及び寄附に関すること。

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～七の三　（略）

八　航空機の運航の監督に関すること。

（空港経営改革調整課の所掌事務）

第十八条　空港経営改革調整課は、地方航空局の所掌事務に関する空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する調整に関する事務をつかさどる。

第十九条・第二十条　（略）

（環境・地域振興課の所掌事務）

第二十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（補償課の所掌に属するものを除く。）。

二　空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

2　東京航空局の環境・地域振興課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等周辺の障害物件に関すること。

二　土地の収用、買収、使用及び寄附に関すること。

第二十二条～第二十四条　（略）

（空港管理企画調整官の職務）

第二十五条　空港管理企画調整官は、命を受けて、空港等の管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港安全監督課、土木課及び建築課並びに建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（所掌事務）

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～七の三　（略）

八　航空機の運航の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。